

各法令における改正① ★★★



各法令における不服申立てに関する改正

新法・新協定

民法147条関係
令和2年4月1日施行

〔改正の趣旨・概要〕

令和2年4月1日施行の改正民法の規定により、「時効の中斷」について、「時効の完成猶予」及び「時効の更新」と見直された。そのため、社労士試験における不服申立てに関する事項も改正されている。

例えば、次のように文言が改正された。

改正前	改正後
審査請求及び再審査請求は、時効の中斷に関しては、これを裁判上の請求とみなす。	審査請求及び再審査請求は、時効の <u>完成猶予及び更新</u> に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

解説

- 裁判所に訴えの提起をすると、時効は停止したまま完成せず（時効の完成猶予）、判決等により権利が確定すると時効がリセットされ新たに進行する（時効の更新）。

社労士試験の各種法令に出題される不服申立ての規定（審査請求及び再審査請求）は、現実には裁判所に訴えを提起しているわけではない。しかし、審査請求又は再審査請求をしている間に時効が完成してしまうと、審査請求人又は再審査請求人にとって著しく大きな不利益となってしまう。そのため、審査請求及び再審査請求を裁判上の請求とみなし、時効は完成せず、決定又は裁決が確定することにより時効がリセットされ新たに進行することとなる。ここで「裁判上の請求」とは、裁判所に対して訴えを提起することをいう。

●参考条文（個別労働紛争解決促進法）

【第15条】（あっせんの打ち切り）

あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

【第16条】(時効の完成猶予)

前条の規定によりあっせんが打ち切られた場合において、当該あっせんの申請をした者がその旨の通知を受けた日から**30日以内**にあっせんの目的となった請求について訴えを提起したときは、**時効の完成猶予**に関しては、あっせんの申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

※判決等により権利が確定すると、時効は「更新」されることになる。

2. 徴収金の納入告知や督促に関しては、「**時効の更新の効力**」を生ずるものと文言整理された。

●参考条文（労働保険徴収法）

【第41条第2項】(時効)

政府が行う労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、**時効の更新の効力を生ずる。**

各法令における改正② ★★★



各法令における消滅時効の起算点に関する改正

新法・新協定

民法166条
令和2年4月1日施行

[改正の趣旨・概要]

令和2年4月1日施行の改正民法166条の規定において、次のような改正が行われた。

【改正民法第166条第1項】（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 1 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（主観的起算点）。
- 2 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（客観的起算点）。

民法においては、主観的起算点により5年を経過したときと、客観的起算点により10年を経過したときとを比べ、いずれか早い時点で債権は時効により消滅するものとされている。

社労士試験に出題される法令は、行政と国民との債権債務関係を直接規律したものが多いので、主観的起算点を採用すると、事案ごとに消滅時効期間が異なり、大量の事務処理を迅速に行なうことが非常に困難となる（国民にとっても不公平な結果となりやすい）。そこで、社労士試験に出題される法令においては、例えば、次の労災保険法のように「**客観的起算点**」を採用することにより、画一的に消滅時効期間を定めることとしている。